

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成25年5月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 バテオ西新発田

所在地 新発田市富塚町2丁目807番外

設置者 日生不動産株式会社

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出

公告日 平成25年1月8日

3 意見の概要

(1) 新発田市からの意見の概要

騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

ア 施設建設にあたり、騒音・振動、重機出入りによる道路の汚損に配慮すること。

イ 騒音規制法、振動規制法及び新潟県生活環境保全条例による届出（特定建設作業、特定施設の設置等）を適宜行うこと。

ウ 新発田市公害防止条例（第11条）の工場・事業場を設置する場合は、担当課と協議すること。

エ 建設される施設の騒音、振動、排気（悪臭）等について近隣の住宅等に配慮すること。

オ 施設から排出される廃棄物に関しては、資源分別を含め適切に処理を行うこと。

カ 廃棄物に係る事項について、市環境衛生課資源リサイクル係と協議し、市の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき対応すること。

キ 回収した廃棄物、特に資源化するものについて回収後の資源化ルート及び方法について報告すること。

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

5 縦覧期間

平成25年5月21日から平成25年6月21日まで